

法定書類の設置不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団</p>	<p>一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団が、大阪市北区西天満に登記している主たる事務所については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）に規定されている下記書類について備え置かれていなかった。</p> <p>1 計算書類等（第129条、第199条） 対象期間：評議員会の日から5年間</p> <p>(1) 事業報告書 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 監事の監査報告</p> <p>2 議事録（第193条、第197条、第97条） 対象期間：評議員会・理事会の日から10年間</p> <p>(1) 評議員会議事録 (2) 理事会議事録</p> <p>3 定款（第156条）</p>	<p>今後は、主たる事務所に法定書類を備え置くなど、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守されたい。</p> <p>【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】 (議事録等)</p> <p>第97条 理事会設置一般社団法人は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、第95条第3項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。 (計算書類等の備置き及び閲覧等)</p> <p>第129条 一般社団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第124条第1項又は第2項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時社員総会の日から1週間（理事会設置一般社団法人にあつては、2週間）前（第58条第1項の場合にあつては、同項の提案があった日）から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。 (定款の備置き及び閲覧等)</p> <p>第156条 設立者（一般財団法人の成立後にあつては、当該一般財団法人）は、定款を設立者が定めた場所（一般財団法人の成立後にあつては、その主たる事務所及び従たる事務所）に備え置かなければならない。</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定されている法定書類については、速やかに主たる事務所に備え置いた。今後は、このようなことがないよう法律の遵守に努める。</p>

		<p>(議事録)</p> <p>第193条 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 一般財団法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>第197条 前章第3節第4款(第76条、第77条第1項から第3項まで、第81条及び第88条第2項を除く。)、第5款(第92条第1項を除く。)、第6款(第104条第2項を除く。)及び第7款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。(以下省略)</p> <p>第199条 前章第4節(第121条第1項後段及び第2項並びに第126条第1項第1号、第2号及び第4号を除く。)の規定は、一般財団法人の計算について準用する。(以下省略)</p>	
--	--	--	--

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年12月2日から同月3日まで)

毒劇物管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況												
<p>公立大学法人 大阪府立大学</p>	<p>工業高等専門学校において、毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理状況を確認したところ、以下のような事例が検出された。</p> <p>1 公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程第5条によれば毒劇物は施錠できる専用保管庫に保管することが義務付けられているが、毒劇物の保管庫の鍵を専用保管庫がある部屋の入口近くの鍵がかからない引出しで保管しており、かつ誰でも持ち出せる状態のため、実質的に施錠されていない状態での保管となっていた。</p> <p>また、薬品受払簿に使用者名の記載欄がないため、誰が使用したかの記録も残らず、使用に際しての牽制もできていない。</p> <table border="1" data-bbox="492 919 1181 1045"> <tr> <td>保管場所</td> <td>保管していた毒劇物の例</td> </tr> <tr> <td>施錠可能な保管庫 (※)</td> <td>硝酸</td> </tr> </table> <p>(※) 鍵は多くの者がアクセスできる場所に施錠せずに保管。</p> <p>2 定期的に毒劇物の残量をチェックしているとのことだが、以下の表のように帳簿上、残量に大きな相違があるはずの2つの薬品の液面の高さが、ほぼ同じであり、残量の正確性を確認できなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 1283 1181 1493"> <thead> <tr> <th>毒劇物種類</th> <th>薬品受払簿の残量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硝酸</td> <td>160.5mL</td> <td rowspan="2">瓶の形状はほぼ同様。液面はほぼ同じ高さ。</td> </tr> <tr> <td>塩酸</td> <td>200mL</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	保管していた毒劇物の例	施錠可能な保管庫 (※)	硝酸	毒劇物種類	薬品受払簿の残量	備考	硝酸	160.5mL	瓶の形状はほぼ同様。液面はほぼ同じ高さ。	塩酸	200mL	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程に基づき、毒劇物を適正に管理されたい。</p> <p>【公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程】 (管理責任者)</p> <p>第3条 毒劇物を適正に管理するため、毒劇物を使用及び保管する研究室等に毒劇物の管理を総括する者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。 (管理責任者の責務)</p> <p>第4条 管理責任者は、毒劇物の使用及び保管状況を的確に把握するとともに、毒劇物使用者に毒劇物の適正な取扱い方法について指導、助言を行うほか、盗難等の発生防止及び安全管理に努めなければならない。 (保管方法等)</p> <p>第5条 毒劇物は、一般の薬品と区別し、施錠できる堅固な金属製等の専用保管庫に保管し、保管庫は、地震等の災害による転倒事故を防止するため床等に固定するとともに、保管庫の棚から毒劇物の容器の転落を防止するための措置を講じなければならない。 (毒劇物の保管管理)</p> <p>第7条 管理責任者は、化学物質安全管理支援システム(高等専門学校にあっては薬品受払簿)により毒劇物の保管数量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に毒劇物の保管数量を照合して確認するものとする。</p>	<p>毒物・劇物の管理の徹底を図るため、工業高等専門学校危機対策委員会において、薬品管理部会の設置を決定した。</p> <p>薬品管理部会において、「公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程」に従い、毒劇物の適正な管理を徹底するため、帳簿の整備、購入時の対応、計量方法の統一や鍵の管理等を定めた薬品管理方針を策定し、薬品管理責任者全員に周知した。</p> <p>また、上記の方針を基に、下記のとおり指摘事項に対し必要な措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 帳簿の整備及び毒劇物保管庫の鍵の管理を適切に行うため、新たに暗証番号式の鍵箱を設置し保管した。 薬品管理部会において、策定した管理マニュアルに基づき、実験室に天秤を配付し、毒劇物の残量を正確に計量し管理することとした。また、毒劇物の残量を再度確認した上、薬品受払簿の修正を行った。
保管場所	保管していた毒劇物の例														
施錠可能な保管庫 (※)	硝酸														
毒劇物種類	薬品受払簿の残量	備考													
硝酸	160.5mL	瓶の形状はほぼ同様。液面はほぼ同じ高さ。													
塩酸	200mL														

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年11月13日から同月18日まで）

前受金の管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
<p>社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会</p>	<p>福祉サービス第三者評価事業において、施設・事業者から受審料の前払いを受けながら、次の施設・事業者については、第三者評価に先立って行う自己評価において課題事項が多数検出されたため審査の準備が整わず、第三者評価を実施できていない。 このことにより、前払いで受領した受審料が、前受金として長期にわたり滞留した状態となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="721 667 1650 1056"> <thead> <tr> <th>施設・事業者</th> <th>金額</th> <th>前受金発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>50,000円</td> <td>平成17年4月13日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50,000円</td> <td>平成17年12月26日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>360,000円</td> <td>平成18年3月1日</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>360,000円</td> <td>平成18年3月13日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>260,000円</td> <td>平成18年3月22日</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>260,000円</td> <td>平成18年3月22日</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>260,000円</td> <td>平成18年3月22日</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>260,000円</td> <td>平成18年3月22日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【福祉サービス第三者評価事業】 事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結び付けることができるよう、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する事業 受審申込みから第三者評価実施までの事務の流れは次のとおり。 (1) 第三者評価を受審する施設・事業者は、受審料を福祉サービス第三者評価センターに前払いする。 (2) 施設・事業者は、受審前に、大阪府が定める評価基準に基づく自己評価を行う。 (3) 施設・事業者は、(2)の自己評価において課題事項が検出された場合は、当該事項を整理する。 (4) 施設・事業者は、(3)の課題整理後、第三者評価を受審する。</p>	施設・事業者	金額	前受金発生日	A	50,000円	平成17年4月13日	B	50,000円	平成17年12月26日	B	360,000円	平成18年3月1日	A	360,000円	平成18年3月13日	C	260,000円	平成18年3月22日	D	260,000円	平成18年3月22日	E	260,000円	平成18年3月22日	F	260,000円	平成18年3月22日	<p>前払いを受けながら、長期にわたり福祉サービス第三者評価事業を実施できていないものについては、当該施設・事業者の受審意思等を再確認し、適切な是正措置を講じられたい。</p>	<p>福祉サービス第三者評価事業を長期にわたり実施できていない当該施設・事業者について、受審意思等の再確認を行ったところ、受審準備ができていない状況であった。 そのため、事業実施ができないことから、全ての当該施設・事業者に対して、平成28年3月29日付けで受審料の返金を行った。 今後は、適宜受審意思の確認を行い、適切な受審料の取扱いに努める。</p>
施設・事業者	金額	前受金発生日																												
A	50,000円	平成17年4月13日																												
B	50,000円	平成17年12月26日																												
B	360,000円	平成18年3月1日																												
A	360,000円	平成18年3月13日																												
C	260,000円	平成18年3月22日																												
D	260,000円	平成18年3月22日																												
E	260,000円	平成18年3月22日																												
F	260,000円	平成18年3月22日																												

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年12月15日から同月16日まで）

比較見積の徴取漏れ

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容													
<p>社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団</p>	<p>地域生活総合支援センター「おんど」では、寝具カバー、タオルケット、毛布のリース契約について、契約見込価額（310,600円）が100,000円を超えているにもかかわらず、比較見積書を徴取していなかった。</p> <p>また、2件の求人広告の契約について、同一事業者と同一日に、別々に締結しているが、これらの契約の合計額は100,000円を超えており、比較見積を省略できないにもかかわらず、比較見積書を徴取していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="575 793 1374 1129"> <thead> <tr> <th>契約内容（掲載媒体等）</th> <th>金額（円）</th> <th>決裁日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑誌4冊 an (FP) 1/8 枠 (4冊)</td> <td rowspan="2">85,000</td> <td rowspan="2">平成27年 1月27日</td> </tr> <tr> <td>WEB 4週間 WEB anレギュラー /anエリアサイト/salida Cタイプ</td> </tr> <tr> <td>雑誌2冊 salida (FP) 1/8 枠</td> <td>20,000</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>105,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	契約内容（掲載媒体等）	金額（円）	決裁日	雑誌4冊 an (FP) 1/8 枠 (4冊)	85,000	平成27年 1月27日	WEB 4週間 WEB anレギュラー /anエリアサイト/salida Cタイプ	雑誌2冊 salida (FP) 1/8 枠	20,000	同上	計	105,000		<p>契約事務関連のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【経理規程】(抜粋) 第67条 (省略) 4 随意契約によろうとするときは2社以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に該当するときは比較見積を省略することができる。 (2) 価格が適正と認められる1件10万円以下のもの</p> </div>	<p>平成27年4月1日付けで、経理規程施行要領を制定し、契約事務関連のルールについて周知を行った。今後も関係規程等に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約内容（掲載媒体等）	金額（円）	決裁日														
雑誌4冊 an (FP) 1/8 枠 (4冊)	85,000	平成27年 1月27日														
WEB 4週間 WEB anレギュラー /anエリアサイト/salida Cタイプ																
雑誌2冊 salida (FP) 1/8 枠	20,000	同上														
計	105,000															

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年12月1日から同月3日まで）

府貸与資産の管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
<p>社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団</p>	<p>大阪府立金剛コロニーの指定管理者として、府から貸与を受けた資産（物品）16件のうち15件について、備品シールの貼付等がなく、府の資産であることが明示されていなかった。</p> <p>また、備品シールの貼付等がない15件のうち、農工器具（1件）については、長期間使用しておらず、今後も使用予定がない状況であったが、府への返還手続等がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="605 835 1237 1056"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>件数</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家具什器類</td> <td>12件</td> <td>2,537,000円</td> </tr> <tr> <td>機械器具類</td> <td>2件</td> <td>2,917,475円</td> </tr> <tr> <td>車両類</td> <td>1件</td> <td>1,178,940円</td> </tr> <tr> <td>農工器具</td> <td>1件</td> <td>599,975円</td> </tr> </tbody> </table>	品名	件数	取得金額	家具什器類	12件	2,537,000円	機械器具類	2件	2,917,475円	車両類	1件	1,178,940円	農工器具	1件	599,975円	<p>府から貸与を受けた資産（物品）に、漏れなく備品シールの貼付等が行われるよう、必要な措置を講じられたい。</p> <p>また、長期間使用しておらず、今後も使用予定がない貸与資産（物品）については、府へ返還する等、必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府立金剛コロニー管理運営業務契約書】（抜粋） （備品等の費用負担）</p> <p>第11条（略）</p> <p>3 甲は、前項に定めるほか、管理運営業務を遂行するために別記に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。</p> <p>4 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則及びその運用】（抜粋） （物品の分類の決定等）</p> <p>第74条 物品管理者は、前条に定めるところにより物品の属すべき分類及び細分類を決定しなければならない。</p> <p>2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。（以下略）</p> <p>第74条関係 規則第74条第2項の「表示」は、品名、番号、所属等を記載したラベルを備品の見やすいところに貼付けて行うものとする。ただし、その性質、形状、用途によってこれにより難しいときは、他の方法によりこれに代えることができるものとする。</p> </div>	<p>府の備品であることがわかるよう、府貸与備品へ備品シールを貼付した。</p> <p>なお、農工器具（1件）については、今後使用予定があるため、継続して貸与を受けるものとする。</p>
品名	件数	取得金額																
家具什器類	12件	2,537,000円																
機械器具類	2件	2,917,475円																
車両類	1件	1,178,940円																
農工器具	1件	599,975円																

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年12月1日から同月3日まで）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
地方独立行政 法人 大阪府立環境 農林水産総合 研究所	<p>職員2名に対し、他に経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="460 562 1451 831"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成26年4月から 平成27年9月まで</td> <td>169,290円</td> <td>84,000円</td> <td>85,290円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成26年4月から 平成27年9月まで</td> <td>169,290円</td> <td>84,000円</td> <td>85,290円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	A	平成26年4月から 平成27年9月まで	169,290円	84,000円	85,290円	B	平成26年4月から 平成27年9月まで	169,290円	84,000円	85,290円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所職員給与規程】 第17条 (略) 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下略)</p> </div>	<p>他に経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で通勤認定していた職員については、平成27年12月に通勤認定を変更する是正措置を講じた。また、通勤手当の認定事務をより適正に処理できるよう、通勤認定の取扱いに関する規定を整備し、所内職員への周知徹底を図った。 今後とも、複数でのチェックを行うなど、適正に対応していくよう努める。</p>
職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額														
A	平成26年4月から 平成27年9月まで	169,290円	84,000円	85,290円														
B	平成26年4月から 平成27年9月まで	169,290円	84,000円	85,290円														

監査（検査）実施年月日（事務局：平成27年11月25日及び同月26日）